令和９年度予算編成方針

令和８年10月５日

１　社会経済情勢

（１）国の社会経済情勢

我が国の経済・財政状況を見ると、賃金と物価の好循環を軸とした「責任ある積極財政」の下、デフレに後戻りしない成長型経済への移行に向けた取組が進められている。一方で、国の財政状況は依然として厳しく、金利上昇や社会保障関係費の増加に伴う中長期的な財政リスクに加え、中東情勢の緊迫化によるエネルギー価格の上昇や供給不安が、国民生活や事業活動に及ぼす影響も懸念される。

こうした中、国は、「飲食料品消費税率の臨時的な引下げ及び就業者負担軽減支援金の導入に関する大綱」（令和８年９月15日閣議決定）において、令和11年度から所得に連動した新たな給付制度を導入するとともに、それまでの経過措置として、令和９年４月１日から２年間、軽減税率の対象となる飲食料品に係る消費税率を1%とする特例措置を実施し、併せて、所得に連動した就業者負担軽減支援金の給付を令和９年度から実施することとしている。なお、支援金の支給に要する費用については、３分の２以上を国が負担し、残余を都道府県と市町村がそれぞれ２分の１ずつ負担することとされている。

今後、国と地方の協議を経て必要な法制上の措置が講じられることから、地方税収、地方交付税、社会保障財源、地方公共団体の事務負担及び地方財政措置等への影響を注視する必要がある。

経済情勢については、国の『月例経済報告』（令和８年９月）によると、「景気は、緩やかに回復しているが、中東情勢や自然災害の影響を注視する必要がある。」とされている。

また、国は、『経済財政運営と改革の基本方針2026』（令和８年７月21日閣議決定）において、令和９年度を「責任ある積極財政元年」と位置付け、「強い経済」と「財政の持続可能性」を一体的に実現し、将来世代への責任を果たす持続可能な経済社会の構築を目指している。

このような中、国の令和 9 年度予算の概算要求では、危機管理投資・成長投資をはじめ、国内投資を通じた潜在成長率の引上げにつながる施策を実施するため、通常歳出とは別に『「強く豊かな日本」投資枠』を創設している。同投資枠については、要求上限を設けず、事項要求を含めて所要額を要求できる仕組みとしている。一方、歳出全般にわたり施策の優先順位を洗い出し、予算の内容を大胆に重点化する方針も示しており、一般会計の概算要求額は、初めて 140 兆円を超えることとなった。

（2）市政を取り巻く状況

本市においても、物価高騰やエネルギー価格の上昇、人口減少及び少子高齢化の進展に加え、自然災害の激甚化に伴う防災・減災意識の高まりなど、市民生活や地域経済を取り巻く環境は厳しさを増している。

こうした中、市民生活の安定と地域活力の維持・向上を図るため、子育て支援や高齢者福祉の充実、地域経済の活性化、公共施設やインフラの老朽化対策、防災・減災対策の推進、さらには行政サービスの効率化やデジタル化など、多岐にわたる複合的な行政課題に的確に対応していくことが求められている。

2　市政運営の基本方針

令和 9 年度は、第 2 次加須市総合振興計画改訂版を市政運営の基本とし、市民が将来にわたって安心して暮らし続けられるまちを実現するため、政策公約に掲げた 8 本の柱に基づき、新たな行政課題や多様化する市民ニーズに的確に対応し、全世代に応える「子も孫も安心」なまちづくりに全力で取り組むとともに、これまでの取組の成果を踏まえながら、各施策をさらに充実・発展させる。

予算編成に当たっては、8 本の柱に基づく施策及び重点政策に位置付けた 3 本の柱に基づく施策をはじめ、早期に対応を進める必要がある施策や準備が整った事業について、限られた財源を重点的かつ効果的に配分し、令和 9 年度当初予算に優先的に予算措置を講じ、着実に推進する。

〈８本の柱〉

① 声を聴き、動かす市政にします

② まちの表情と、地域の力を取り戻します【重点政策】

③ 地域政策、市民のオーナーシップを復活させます

④ 働き、挑戦し、暮らしを立てていける加須にします

⑤ 暮らしの不安を残しません

⑥ 当たり前を、きちんと守ります

⑦ 日本一自由に動ける公共交通の充実した田園都市かぞ【重点政策】

⑧ 日本一子育てしやすい田園都市かぞ【重点政策】

３　財政運営方針

（１）財政運営の現状

我が国では、約 30 年にわたりデフレ基調の経済環境が続き、物価や賃金が大きく上昇しないことを前提とした社会経済活動が長く続いてきた。しかし、近年は、物価や賃金の上昇に伴い、人件費、資機材価格、建設費、委託料なども継続的に上昇しており、物価と賃金がともに上昇する経済への転換が進みつつある。

これは、多くの現役世代が経験してこなかった大きな経済環境の変化であり、地方自治体や企業、家計など、社会全体に新たな経済環境への対応が求められている。

このような中、令和 7 年度決算の歳入では、市税は令和 5 年度から 3 年連続で 170 億円を超えた。また、地方交付税は令和 6 年度から 2 年連続で 70 億円を超えた。しかしながら、物価高騰や今後の景気変動、さらには国の税制を巡る議論の動向などにより、安定的な市税収入や地方交付税の原資となる国税収入の確保などについて、引き続き不透明な状況にある。

一方、令和 7 年度決算の歳出では、公債費が減少したものの、人件費及び扶助費は引き続き増加しており、これらを含む義務的経費全体では 240 億円を超え、過去最大となった。また、財政構造の弾力性を示す経常収支比率は 94.2％（対前年度比 0.7 ポイント低下）となり、依然として高い水準にある。

さらに、自主財源である財政調整基金（令和 8 年度 9 月補正後残高見込：約 33.2 億円）及び公共施設等再整備基金（令和 8 年度 9 月補正後残高見込：約 47.8 億円）

についても、今後見込まれる財政需要を踏まえると、これらの基金が十分に確保されているとは言えず、将来に備えた財源の確保も課題となっている。

（２）財政運営方針

今後、歳入面では、国の経済・税制改正や地方財政対策の動向が不透明であることから、自主財源・依存財源ともに予断を許さない状況にある。

一方、歳出面では、公共施設・インフラの老朽化への対応や少子高齢化の進展に伴う社会保障費の増加などにより、さらなる歳出の増加が見込まれる。

インフレ社会への歴史的な転換を踏まえ、従来のデフレ下の経験則にとらわれず、新たな視点を財政判断に取り入れる。

歳出については、「いくら使うか」だけではなく、「いつ使うことが最も費用対効果が高いか」という視点を持つ。特に公共施設・インフラ等については、事業の先送りにより、建設費、取壊し費用、維持管理費等を含む総コストが増加する可能性も踏まえ、最も効果的かつ効率的な実施時期を判断する。また、予算額の増減だけでなく、物価上昇を踏まえ、実質的な行政サービスの質や量を維持・向上できているかを検証する。

歳入については、増収が構造的なものか、物価や賃金等の上昇に伴う名目的なものかを見極める。また、使用料、手数料等については、物価上昇により実質的な受益者負担の水準が低下していないかを定期的に検証する。

収支については、単年度の名目上の均衡だけでなく、物価上昇等の影響が歳入と歳出に反映される時期は必ずしも一致しないことを踏まえ、5 年後、10 年後を見据えた実質的な収支の均衡を検証する。

こうした新たな視点を踏まえ、市の財政運営に当たっては、引き続き、次の 3 つの基本姿勢を堅持した上で、政策公約の 8 本の柱に基づく事業を含む全ての事業について、必要性、緊急性、政策効果、実現可能性及び将来負担を検証し、優先順位をより明確にすることにより、持続可能な財政運営を行う必要がある。

①　収支の均衡

歳入の確保及び経常経費の削減に最大限努めるとともに、基金や地方債を効果的に活用し、単年度の収支均衡を維持するものとする。収支不足については、基金等

の取崩しに過度に依存することなく、事業の優先順位を明確にした上で、歳出を徹底して削減し、歳入に見合った歳出規模とすることで、持続可能な収支均衡を図るものとする。

また、中長期的な収支については、物価、人件費等の動向も考慮しながら、その持続可能性を検証するものとする。

② 債務残高の圧縮（適正管理）

今後、一時的に地方債発行額及び公債費の増加が見込まれることから、実質公債費比率や将来負担比率等の財政指標の推移に留意するとともに、中長期的な財政見通しの下、事業の必要性、緊急性及び将来世代の負担を十分に勘案し、地方債を適切に活用するものとする。また、引き続き計画的な償還に努めることにより、一般会計の地方債現在高（令和 7 年度末現在：約 211.5 億円）の適正な管理を図るものとする。

③ 将来への備え

財政調整基金については、基金残高の目安（最低水準等）を定め、適切に運用する。市債管理基金については、計画的な繰上償還に備え、引き続き必要額を確保する。また、公共施設等再整備基金については、今後の財政需要を見据え、可能な限り積み立てを行うとともに、事業の必要性や実施時期を勘案し、適切に活用するものとする。

4 令和 9 年度の収支見通し

令和 8 年度予算等に基づく令和 9 年度の収支見通しでは、歳入においては、賃金上昇や経済動向等により一定の税収増が見込まれるものの、国の税制改正や地方財政対策の動向によっては歳入に影響が生じる可能性がある。歳出においては、人件費や扶助費などの義務的経費の増加に加え、物価や資機材価格の高騰に伴う物件費や普通建設事業費の高止まり、さらに、公共施設・インフラの老朽化に伴う維持補修費等の増加が見込まれ、歳出は引き続き大きく増加し、収支全体では、約 57.5 億円の財源不足が生じる見通しである。

令和 8 年度当初予算においては、多額の財政調整基金（約 13.7 億円）を繰り入れ

ることで収支の均衡を図ったところであるが、令和 9 年度においても同様の状況が見込まれることから、一層厳しい予算編成となることが想定される。

５　令和 9 年度予算編成の基本的な考え方

財政運営の現状及び方針、令和 9 年度の収支見通し、今後の財政需要並びに新たな政策課題等を踏まえ、本市が将来にわたって安定した持続可能な財政運営を行うため、令和 9 年度予算編成の基本的な考え方を次のとおりとする。

（１） 全般的事項

①　当初予算 ＝ 通年予算

全ての経費について、当初予算が年間を通じた予算であることを念頭に置いて要求すること。

なお、年度途中における補正予算は、国の制度改正や災害対応等に伴う突発的な経費など、やむを得ない事由がある場合に限るものとし、その額も必要最小限とすること。

②　実態に即した予算要求

予算要求額の積算に当たっては、過年度の決算実績や現年度の執行状況等を十分に考慮し、適正な額を要求すること。

なお、前例踏襲による安易な予算要求は厳に慎むこと。

③　当初予算要求額の目安額の設定

重点政策を着実に推進するための一般財源を確保した上で、令和 9 年度当初予算要求額（一般財源額）は、令和 8 年度当初予算における一般財源額を目安とすること。

各部長等は、事業の優先度等を踏まえ、適切なマネジメントにより部内の予算を調整し、別に示す各部課の一般財源目安額を基に、当初予算を要求すること。

また、臨時的経費については、財政課が照会を行った「令和 9 年度当初予算要求における臨時的経費等の調査」に回答した事業に限り、当初予算を要求すること。

なお、政策公約に基づく事業費に係る一般財源の取扱いについては、対象となる部課に別途通知する。

④　新規・拡充事業の財源確保

新規・拡充事業（政策公約に基づく事業を除く。）を要求する場合は、原則として、既存事業の見直しにより財源を捻出するよう努めるとともに、国・県支出金、地方債その他の特定財源を最大限活用すること。また、事業の目的、対象、成果指標、事業効果、実施期間及び終期を明確にするとともに、一般財源への影響及び後年度負担を示すこと。

（２）　歳入（財源）の確保

①　市税・国民健康保険税等の収納率向上及び滞納抑制

自主財源の根幹である市税・国民健康保険税等について、現年課税分の徴収対策に重点的に取り組み、収納率の向上及び滞納の抑制を図ること。

②　特定財源（国・県支出金）の積極的な活用

国・県の制度改正や予算編成の動向等を十分に把握し、国庫支出金及び県支出金を積極的に活用すること。

また、市の単独事業となっている既存事業等についても、実施方法の見直し等により、国・県支出金が活用できないか検討するなど、特定財源の積極的な確保に努めること。

③　受益者負担の適正化

使用料や手数料等については、受益者負担を原則とし、サービスの提供に要する経費、利用状況及び他自治体の水準等を踏まえ、負担の適正化を図ること。

なお、減免等の適用に当たっては、公平性及び公益性の観点から、適切に運用すること。

④　地方債の活用

道路・水路の整備や公共施設の改修等、多額の財源を要するハード事業については、世代間の負担の公平性及び年度間の財政負担の平準化を図るため、各種地方債の活用を検討すること。その際は、充当率や交付税措置等を考慮し、より有利な地

方債を優先して活用すること。

ただし、地方債の発行は後年度の公債費負担につながることから、事業の必要性、投資効果、施設の耐用年数及び将来の財政負担を十分に検討すること。

⑤　各種基金の活用（取崩し）

公共施設等再整備基金等の特定目的基金については、当該基金の設置目的、対象事業及び基金残高等を踏まえ、基金の活用額（取崩額）を検討すること。

なお、財政調整基金については、年度間の財源調整や不測の事態等に対応するための基金であることを踏まえ、当初予算編成後においても一定程度の基金残高を確保する必要があることから、適切に運用すること。

⑥　自主財源の確保

ふるさと納税、有料広告及びクラウドファンディングを積極的に活用するとともに、企業誘致による税収増、市有財産の売却・貸付等により、自主財源の確保・拡充を図ること。また、ネーミングライツなど、新たな自主財源の確保に向けて、より一層の創意工夫に努めること。

（3）　歳出の抑制等

①　公共施設マネジメントの推進等

本市は数多くの公共施設を有しており、各施設の維持管理や運営経費は、物価高騰や労務単価の上昇等に伴い年々増加している。

これらの経費を抑制するため、市民ニーズや利用需要、将来の人口規模等を十分に踏まえ、施設の廃止、統合、複合化等による適正配置を含め、公共施設マネジメントを推進すること。

また、施設の利用実態等を分析し、維持管理等に係る業務委託の内容や職員配置のほか、施設の開館日（休館日）や開館時間等の見直しを行うなど、効率的で無駄のない施設運営に努めること。

②　事業の見直し

市民ニーズが低下した事業や所期の目的を達成した事業、他の事業と重複する事業、執行実績や利用実績が少ない事業等については、現在の市民ニーズや事業効果を把握・分析した上で、事業の縮小、廃止、統合又は取組内容の変更を検討すること。

③　経常的経費の見直し等

経常的経費の増加は、財政構造を硬直化させ、新たな取組に財源を配分する余地を狭めることとなる。物価高騰や労務単価の上昇等により、今後も経常的経費の増加が見込まれることから、各部課は、その内容を改めて精査し、必要最小限の額を要求すること。

また、民間活力の活用、官民連携及びＤＸの推進などにより、事業手法を見直し、コスト削減にとどまらず、行政サービスの質の維持・向上に取り組むこと。

④　道路・水路の維持管理と整備

道路・水路の維持管理及び整備には、多額の経費を要する。

一方、安全・安心な市民生活を確保するためには、道路・水路の適切な維持管理と整備が不可欠である。このため、危険性、緊急性、必要性、利用状況、地域からの要望及び事業効果等を踏まえて優先順位を付け、必要性の高い箇所に重点的に財源を配分すること。

⑤　団体補助金等の適正化

団体運営や団体の事業実施に係る補助金については、各課において、団体の設立目的、活動実績及び事業効果に加え、繰越金（決算剰余金）の状況等を主体的に検証し、その結果を踏まえ、補助額、補助率及び補助対象経費等を見直すなど、一層の適正化に努めること。

また、団体の自主的かつ自立的な運営を促す観点から、補助金の縮小・廃止に向けた検討を積極的に進めるとともに、補助金の使途の明確化と透明性・客観性を確保するため、団体運営に対する補助金から事業実施に対する補助金への転換についても検討すること。

⑥　繰出金等の抑制

「独立採算」を基本とする特別会計及び企業会計については、制度の趣旨及び経営原則を踏まえ、受益者負担の適正化及び収入の確保に努めること。また、一般会計と同様に、過年度の決算実績や現年度の執行状況等を十分に考慮し、経営改善、業務の効率化及び経費の削減を進め、一般会計からの繰出金等の抑制を図ること。